

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、御参考にしてください。



今すぐ始める危機対応への準備

業務継続計画 BCP



約 8 割の事業所が策定済・策定中です。

自然災害や感染症等により、利用者にとって必要な介護サービスが提供できない、介護報酬も算定できない等、事業継続が困難となる状況に備え、業務継続計画（BCP）の作成に取り組んでください。

「業務継続計画の作成の手引き」を活用してください。

小樽市ホームページからダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021020900017/>



新 避難情報

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

令和3年5月20日から、避難情報が新しくなりました。従来の避難勧告は廃止され、下記の表のとおりとなっていますので、事業所で策定されている非常災害対策計画等の情報も更新しておきましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	災害のおそれ高い	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実際に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5 **すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。緊急安全確保の発令を待ってはいけません！**

警戒レベル4 **避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。**

警戒レベル3 **避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、高齢者避難で危険な場所から避難しましょう。**

新たな避難情報ポスター



## ワクチン接種後も感染防止対策の継続を

小樽市でも6月頃から医療従事者や高齢者を中心としたワクチン接種が開始されています。7月中には2回目のワクチン接種を終える方もいらっしゃるかと思いますが、ワクチン接種はあくまでも接種した本人の発症（重症化）を予防するために行われています。

ワクチンについての説明書にも「現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止対策を行う必要があります」と記載されており、ワクチン接種後も感染防止対策を継続する必要があります。

道内でも、ワクチン接種が2回終了後に感染が判明した高齢者の事例が見られていますので、引き続き、適切な感染防止対策の取組みをお願いします。

## マスク装着は適切に ～ 夏 ～

北海道の夏も気温・湿度が高くなり、マスクが息苦しく感じることもありますが、夏季は熱中症予防を行いながら、感染防止対策も継続しなければなりませんので、改めて適切な装着方法について意識しましょう。

業務の間、ついつい、このようなつけ方をしていませんか？  
この機会に御自身のマスクの装着方法をチェックしてみましょう。



※暑いとついつい、お鼻が出がちに…息苦しいときは周囲と適切な距離を取ったうえで、対応しましょう。

環境省／  
新しい生活様式の  
熱中症予防  
行動



[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#COVID-19](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#COVID-19)

厚生労働省  
／国民の皆  
さまへ：正  
しいマスク  
のつけ方



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

## 科学的介護情報システム (LIFE) が始動

Long-term care Information system For Evidence

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を目指し、「PDCAサイクルの推進」「サービスの質の向上」の取組を進めるため、LIFEを活用します。

## LIFEへの情報提出とフィードバック情報の活用

ケア計画等の情報（アセスメントや評価等）をLIFEに提出すると、解析された結果がフィードバックされ、利用者等の状態やケア実績の変化等を踏まえたケア計画等の見直し・改善に活用できます。

LIFE 関連の通知等は、小樽市ホームページを参照  
「科学的介護情報システム (LIFE) の活用等について」

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021031100017/>



## LIFEへのデータ提出を要件としている加算

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)  
個別機能訓練加算(Ⅱ)  
ADL 維持等加算  
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ(B)ロ  
リハビリテーションマネジメント計画情報加算  
理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算  
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)  
褥瘡マネジメント加算  
自立支援促進加算  
排せつ支援加算  
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)  
薬剤管理指導の注2の加算  
栄養マネジメント強化加算  
口腔衛生管理加算(Ⅱ)  
科学的介護推進体制加算  
栄養アセスメント加算  
口腔機能向上加算(Ⅱ)

## 地域密着型サービスにおける運営推進会議について

運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、各事業所が自ら設置するものです。

### コロナ禍でも運営推進会議は止まらない

大部分の事業所では書面での開催とされていますが、当面、新型コロナウイルスによる影響は続くと思われま

す。外部の方を招いての会議開催は難しいため、地域や行政との関わりが持てないとお話も伺います。

一部の事業所では、会議の前に地域住民代表や市職員・地域包括支援センター職員、利用者の御家族などに運営に関する意見を募り、内部（職員・利用者等）でその意見を元に会議を開催し、結果をフィードバックするという方法を取られています。書面開催であっても、地域等とつながりが感じられる手法かと思えますので、ぜひ御参考にしてください。

### 開催回数・間隔の目安



#### ◆おおむね6か月に1回以上

地域密着型通所介護  
認知症対応型通所介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
(医療・介護連携推進会議)

#### ◆おおむね2か月に1回以上

認知症対応型共同生活介護  
地域密着型介護老人福祉施設  
小規模多機能型居宅介護  
看護小規模多機能型居宅介護

**誤**って運営推進会議を3か月に1回以上の開催間隔としている事業所がありますので、御留意ください。



## 小樽市ケアマネジメントに関する基本方針

参考

介護支援専門員が行うケアマネジメントの質は、個々の資質（基礎資格や経験等）によって異なることから、ケアマネジメント実践において一定の質を維持し、また、向上を図るために、指標となる小樽市ケアマネジメントに関する基本方針を定めています。

詳しくは、介護給付適正化のホームページを御覧ください。

### — ケアプラン点検 —

#### 目指すのは「気づき」を業務に生かすこと

ケアプラン点検は、ヒアリングを通して介護支援専門員と点検者が一緒にケアプランを検証します。この過程を通して、介護支援専門員の「気づき」を促し、“自立支援”に資する適切なケアプランとなるよう、介護支援専門員としての資質の向上を図ることを“ねらい”としています。

このため、ヒアリングは、アドバイス（助言）よりも、「質問の投げかけ」に重点が置かれます。

### 「適切なケアマネジメント手法」の手引き

介護保険制度の創設以来、介護支援専門員が実践してきたケアマネジメントに共通する知見を体系化し、初任段階の介護支援専門員であっても一定以上の水準でケアマネジメントを提供できるようにと「適切なケアマネジメント手法の手引き」が作成されました。

ケアマネジメント実践のチェックや振り返りツールとして、また、地域ケア会議やカンファレンス等で活用してください。

小樽市ホームページ／介護給付適正化のページへ



適切なケアマネジメント手法の手引きのダウンロード



# 加 減

各種加算や減算の適用において、注意すべきポイントを、解説します。

## 集計間違いで減算に！

### 特定事業所集中減算

ケアプランに位置付けたサービスの紹介率最高法人の割合で、分母と分子の集計間違いによって減算になるケースがあります。

国保連への請求実績等から、紹介率最高法人の割合が80%を超えている疑義がある場合には、事業所に確認させていただくことがありますので御留意ください。

算定要件等は、小樽市ホームページをご確認ください

「居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について」

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>



## 過誤請求になりやすい事例

過去の請求実績から、過誤請求になりやすい事例のトップ5をご紹介します。介護給付費の算定を適切に行うため、国保連への請求時には御留意ください。

### 1位 医療保険と介護保険の重複請求！

入院により医療保険を受給している日数と重複して福祉用具貸与を算定してしまった。



### 2位 初回加算（居宅介護支援）

過去2か月間に同一の居宅介護支援事業所から居宅介護支援費の請求があるにもかかわらず、初回加算を算定してしまった（要介護区分が2段階以上変更している場合を除く）。

### 3位 初期加算

入所（居）日から30日を超えて初期加算を算定してしまった。  
※定期巡回随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等

### 4位 初回加算（訪問介護、訪問看護）

過去2か月間に同一の訪問介護事業所から請求があるにもかかわらず、初回加算を算定してしまった。



### 5位 施設サービス費と在宅サービス費の重複請求！

施設入所をしているにもかかわらず、福祉用具貸与を算定してしまった。

### 5位 短期集中（個別）リハビリテーション加算

退院（所）日又は要介護認定日から3か月を超えているにもかかわらず、短期集中（個別）リハビリテーション加算を算定してしまった。

※訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等



シリーズ-04  
要介護認定！

## 「有効期間の見直しについて」

要介護認定の有効期間について、この度、介護保険法施行規則の一部が改正され、要介護認定の更新に係る認定調査などの被保険者本人及びご家族の方への負担等の軽減のため、令和3年4月1日以降の更新申請分から有効期間の上限を36か月から最大48か月に延長することが可能となりました。



＜要介護、要支援認定の有効期間＞

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	6か月→12か月	3か月～48か月（R3年度改正）※1
	前回要介護→今回要介護	6か月→12か月	3か月～48か月（R3年度改正）※1
	前回要支援→今回要介護 前回要介護→今回要支援	6か月→12か月	3か月～36か月（H30年度改正）

※1 直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合に適用。

## 認定調査員の悩みどころ！ 「特記事項」を書くポイント

### ☆判断がつかない場合は「判断に迷った理由」を書こう



特記事項を記入する場合は、調査結果の選択と矛盾がないか確認の上、審査判定に必要な情報が提供できるよう、簡潔明瞭に記載してください。なお、事例によっては、各調査項目の定義にうまく該当しない場合もあると思いますが、そうした場合は、「迷った」理由を特記事項に記載することも重要です。

### ☆具体的な「選択根拠」、介護の「手間」、行為の「頻度」を書こう



特記事項は、介護認定審査会において「基本調査（選択根拠）の確認」と介護の手間の2つの視点から活用されますが、それぞれの目的を果たすため、「選択根拠」、「手間」、「頻度」の3つのポイントに留意願います。

### ☆選択基準になくても、介護の「手間」に関係してれば書こう



記載内容が選択肢の選択基準に含まれていないことでも、介護の手間に関する内容なら、特記事項として記載することができます。その内容が介護認定審査会における二次判定（介護の手間にかかる審査判定）で評価されることとなります。

# 「介護給付費通知」実施のお知らせ

小樽市では、介護サービス利用者が真に必要とする適正な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化を目的として介護給付費の適正化事業に取り組んでいます。その適正化主要5事業の中で、本年度より介護給付費通知事業を開始します。この事業は、小樽市から受給者本人(家族を含む)に対して、1年間に利用した介護サービスの給付状況等について通知することにより、利用者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認してもらうこととする予定です。介護サービス事業者の皆様におかれましては、適切な介護サービスの提供に御協力をお願いします。



**実施時期：令和3年度末頃を予定**  
**実績集計期間：令和3年1月～12月サービス利用分（予定）**  
**実施方法：利用者宛に介護給付費通知書を郵送**  
 （イメージは下図参照）  
**対象者：居宅サービス利用者（施設サービス利用者は除く）**

イメージ図

## 介護保険 給付費通知書

被保険者氏名	〇〇 〇〇	被保険者番号	・・・・・・・・・・
--------	-------	--------	------------

あなたの **令和3年1月 ～ 12月** における介護給付費は以下のとおりです。

<問合せ先>  
 小樽市福祉保険部 介護保険課  
 小樽市花園2丁目12番1号 TEL: (0134) 32-4111 内線 455

サービス提供年月	サービス事業所	サービス種類	サービス日数/回数	利用者負担額合計額(円)	サービス費用合計額(円)
令和3年1月	〇〇訪問介護事業所	訪問介護	8	2,048	20,480
	〇〇福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与	30	1,000	10,000
	デイサービスセンター〇〇	地域密着型通所介護	8	4,599	45,990
	居宅介護支援事業所〇〇	居宅介護サービス計画費	1	0	10,760
令和3年2月	以下、略				

令和3年7月から、令和3年度実地指導が始まります！

### 事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）への実地指導について

今年度の実地指導を、7月20日（火）から開始します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度同様、例年よりも1か月程遅い7月下旬の開始となり、令和4年2月までに計55か所の事業所へお伺いする予定です。

**対象となる事業所へは、日程調整のため、個別に本市担当者から電話で御連絡します。**

事前の連絡は概ね2か月前に行っておりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響によりスケジュール調整が難しくなっておりますので、御連絡時期に多少の前後が生じることもありますので、御理解・御協力をお願いします。

また、本市職員が事業所へ伺う際は、出勤前の検温に加え、実地指導前の検温、事業所へのアルコール消毒液の持参など、できる限りの感染予防対策を行い、利用者・職員のみなさまに安心していただけるように実施します。



もう1度お知らせします！（大切な事なので過去掲載記事をよく確認してください。）

### ◇ほじょ犬の受け入れは義務（vol.3掲載）

「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」は、目や耳や手足に障がいのある方の生活のお手伝いをする、身体障害者補助犬法に基づいて認定された「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。介護保険サービス事業所等においては、その趣旨を踏まえ、ほじょ犬の同伴によるサービスの利用が適切に実施されますよう、お願いします。



### ◇送迎中など車の運転に注意（vol.4掲載）

介護事業者による送迎中の交通事故や、介護事業者の車の運転に関する苦情がたびたび報告されています。各事業所において、安全運転にかかる研修会等へ積極的に職員を参加させるなど、事業所として安全運転の取組を積極的に実施してください。

北海道警察／安全運転管理者の制度 HP へ



### ◇身体拘束ゼロ作戦！（vol.2掲載）

サービスを提供する上で、「緊急やむを得ない場合を除き「身体的拘束」を行ってはならない」と定められています。やむを得ない場合には「切迫性、非代替性、一時性」の検討をしていますか。身体拘束廃止に向け、職場内の意識向上を図るため研修等への積極的な参加も重要です。

身体拘束ゼロ作戦（ワムネットページへ）



[発行] 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号／TEL(0134)32-4111(内線 484)

FAX(0134)27-6711 E-mail [kaigo@city.otaru.lg.jp](mailto:kaigo@city.otaru.lg.jp)